

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

(1) 現状分析

市街地中心部においては、観光客が集中し賑わいがもたらされている一方で、大型バスなどの車両の通行量が多いエリアでもあり、特に休日等においては交通渋滞が発生している。

また、市民アンケートでは、「観光客が長時間滞在するよう、ウォーカブルな（居心地が良く歩きたくなる）中心市街地を形成する」「車の運転ができなくなったときに、飲食を含め日常的な買い物をどうするかという懸念がある」「車が無くても生活できる街にしないと住み続けられなくなる」との意見が出されている。

(2) 公共交通機関の利便性の増進、特定事業及び措置の推進の必要性

まちなかの駐車場に集中するバスの一部を中心市街地の外縁部へと誘導することで、市街地中心部へのバスの流入を抑制し、渋滞緩和及び歩行者の安全確保を図る必要がある。

市民アンケートでは、日常的に利用している交通手段として9割近くが自家用車と回答しているが、高齢化率は市全体で33.6%、中心市街地区域で44.1%となっており、過度に自家用車に依存しないためにも公共交通のさらなる利便性向上を図っていくことが不可欠である。

(3) フォローアップの考え方

基本計画に位置付けた事業等の進捗状況について確認するため、毎年調査を行い、目標指標への効果を把握しながら、状況に応じて事業促進のために必要な措置を講じる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) 認定と連携した支援措置

① 認定と連携した特例措置に関する事業

【事業名】市営駐車場市民割引事業（実証実験）（再掲）

事業実施時期		令和6年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		中心市街地の市営駐車場において、市民割引の実証実験を行う。なお、実証実験の結果を検証したうえで本格運用につなげる。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	市街地中心部にある市営駐車場の駐車料金を割引することにより、市民の来街者を増加させるとともに、駐車場を有しない店舗の活用を促進することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		中心市街地活性化ソフト事業	
支援措置実施時期	令和6年4月～令和7年3月	支援主体	総務省
その他特記事項		区域内	

② 認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

【事業名】中心市街地における公共交通の利便性の向上

事業実施時期		平成 22 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		のらマイカー及びまちなみバスを運行する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	市民や観光客に配慮した中心市街地の主要施設を循環するバスを運行することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		地域公共交通確保維持改善事業	
支援措置実施時期		令和 6 年度～令和 10 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

【事業名】新たな公共交通手段の導入

事業実施時期		令和 5 年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		バスロケーション (位置情報) システム、キャッシュレス決済を導入する。	
の位置づけ及び必要性	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	GPS などを利用してバスの位置情報を収集し、バスの定時運行の調整への活用や、バスの現在地や停留所への到着予測時間などの配信により公共交通の利便性を高めることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		共創モデル実証プロジェクト	
支援措置実施時期		令和 6 年度	支援主体 国土交通省
その他特記事項			

(4) 国の支援がないその他の事業

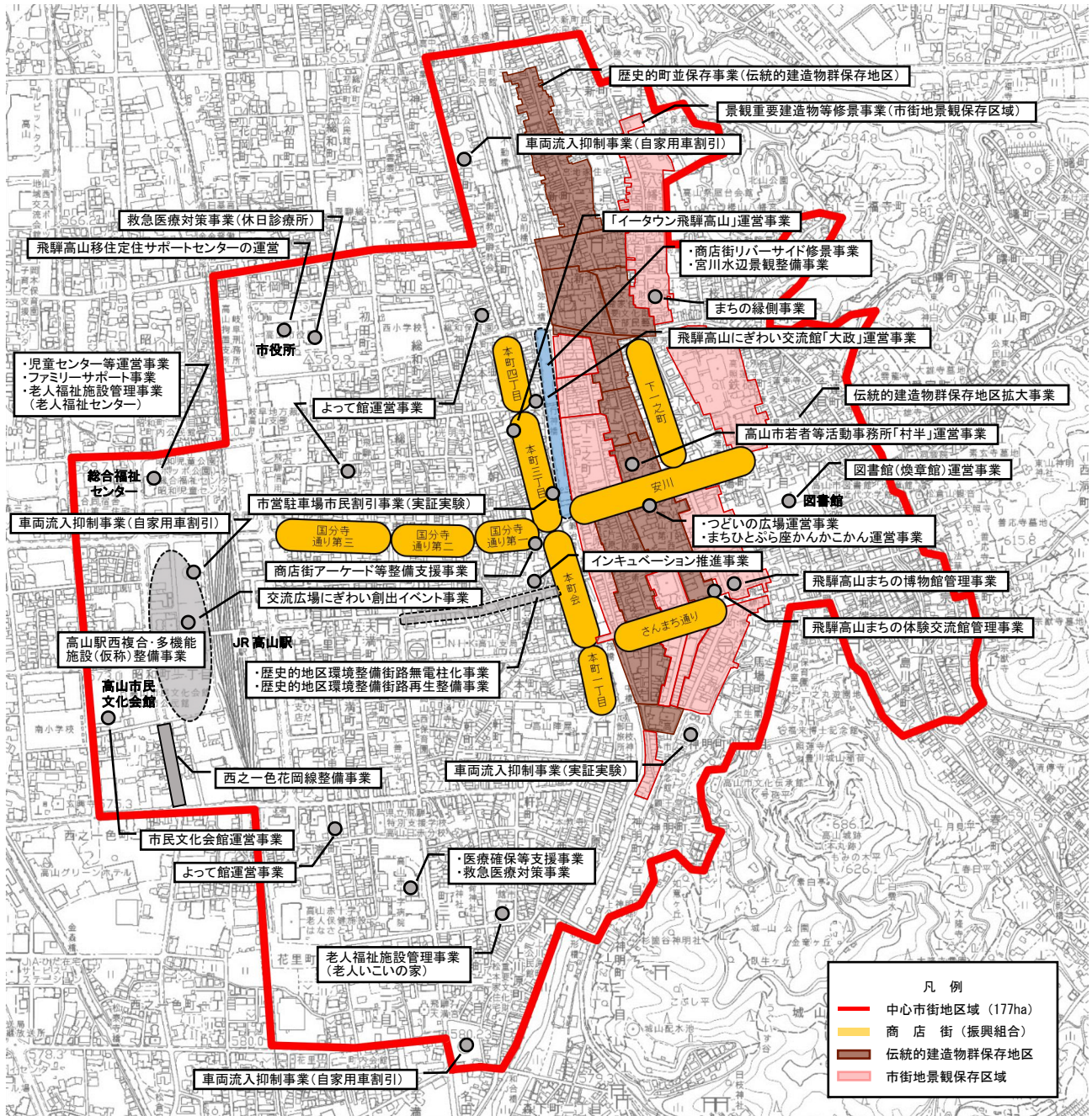
【事業名】観光特化型バス運行事業

事業実施時期		令和2年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		観光特化型バス（匠バス）を運行する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	観光客の利用を主眼とした観光特化型バスを運行することで、利便性や回遊性の向上、市街地中心部への車両の流入抑制を図ることは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

【事業名】臨時駐車場対策事業（特定日シャトルバス運行）

事業実施時期		平成8年度～	
実施主体		高山市	
事業内容		春・秋の高山祭等の駐車場特定日に、市中心部と郊外に臨時駐車場を開設する。また郊外の臨時駐車場からはシャトルバスを運行し、市内の交通渋滞を防止する。	
の位置づけ及び必要性 活性化を実現するため	目標	来街者数の増加	
	目標指標	歩行者通行量	
	活性化に資する理由	市内中心部への車両の流入を抑制することで、中心市街地の安全・安心な歩行空間を確保することは、目標指標の増加に寄与するため。	
支援措置名		—	
支援措置実施時期		—	支援主体 —
その他特記事項			

○4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所



[実施箇所が特定されない事業]

- ・景観重要建造物等修景事業（景観重要建造物）
- ・塀等設置補助事業
- ・生け垣等設置補助事業
- ・高山の景観にふさわしい看板設置補助事業
- ・スポット等整備事業
- ・道路施設バリアフリー整備事業
- ・消融雪側溝整備事業
- ・ポイ捨て等および路上喫煙禁止条例の遵守
- ・民間事業者のバリアフリーへの取り組み促進
- ・一般開放型民間施設整備事業（民間便所一般開放）
- ・緑地保全推進事業（緑のパートナー制度）
- ・緑地保全推進事業（里山保全）
- ・駐車場運営事業
- ・結婚新生活支援補助金
- ・高齢者健康教室事業
- ・温泉保養施設等利用費助成事業
- ・銭湯でまちづくり（公衆浴場設備改善事業）
- ・まち歩きのスヌメ（健康づくり推進事業）
- ・健康づくり推進事業
- ・児童遊園地管理事業
- ・文化芸術活動支援事業
- ・歴史遺産等保存活用事業
- ・文化財保護事業
- ・無形文化遺産伝承支援事業
- ・語り部養成事業（歴史ガイドボランティア育成事業）
- ・小中学校郷土教育推進事業
- ・まちなか定住促進事業
- ・空き店舗等活用支援事業
- ・建築物等耐震化促進事業
- ・自家消費型太陽光発電設備等導入補助金
- ・脱炭素先行地域づくり事業
- ・移住交流促進事業
- ・「飛騨高山暮らし案内」制度の運営
- ・飛騨高山移住者ネットワーク「ツラッパ」の運営
- ・総合的な空き家、空き店舗活用促進事業
- ・高山市空き家紹介事業
- ・障がい者住宅改造成果事業
- ・高齢者住宅改造成果補助事業
- ・匠の家づくり支援事業
- ・木質バイオマス活用促進事業補助金
- ・地域の課題解決に向けた活動に対する助成
- ・協働のまちづくり推進事業補助金
- ・地域コミュニティデジタル化推進事業
- ・市民活動支援事業
- ・若者交流促進事業
- ・若者地元就職支援補助金
- ・若者地元就職支援金
- ・奨学金返済支援事業
- ・まちの魅力アップ応援事業（事業実施支援）
- ・まちの魅力アップ応援事業（まちづくり計画策定支援）
- ・商店街活性化支援事業
- ・まちなか活性化イベント事業
- ・飛騨高山サマーフェスティバル事業
- ・環境配慮行動へのポイント等付与に対する支援
- ・ICTを活用したまちづくり
- ・来訪者まちかど案内事業
- ・観光案内機能の強化
- ・バリアフリー観光の推進
- ・観光振興事業費
- ・SNSを活用した集客、またその勉強会の開催
- ・アニメをテーマにしたイベント事業
- ・市民も楽しめるイベントの実施
- ・商店街駐車場利用促進事業
- ・商店街機能強化事業
- ・インターンシップ促進事業
- ・雇用促進事業
- ・企業誘致推進事業
- ・特定創業支援事業
- ・創業支援事業
- ・創業者持続化支援セミナーの開催
- ・子ども夢創造事業
- ・小中学生の職場体験支援事業
- ・若者活動支援事業
- ・外国人観光客への販売環境の充実
- ・産学官協働によるまちづくり
- ・地産地消推進事業
- ・中心市街地における公共交通の利便性の向上
- ・新たな公共交通手段の導入
- ・観光特化型バス運行事業
- ・臨時駐車場対策事業（特定日シャトルバス運行）